2　前項に規定する気象官署が行う降灰予報の名称を用いる火山現象予報及び火山現象注意報（次項において「経過措置降灰予報」という。）については、第一条の規定による改正後の気象庁予報警報規程第九条の三第三項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

3　前二項の規定により経過措置降灰予報が行われる場合にあっては、第一条の規定による改正後の気象庁予報警報規程第三条第五項中「行い、」とあるのは「行い、同種類の」と読み替えるものとする。

○環境省告示第三十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月二十四日

環境大臣　望月　義夫

一　名称

舟志ノ内鳥獣保護区

二　区域

長崎県対馬市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十七年三月二十四日から平成四十六年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、長崎県対馬市上県町佐護区に位置する標高五十メートルから二百メートル程度の山間地で、中央部には佐護川が流れており、その周囲には森林が広がっている。このような自然環境の中で、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）における国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストにおける絶滅危惧ⅠA類のツシマヤマネコが生息している。

当該区域には、佐護川をはじめとする複数の川が流れ、その周辺には渓畔林が広がり、更にその周辺には、スギ・ヒノキ等人工林、シイ・カシ林やノグルミ・コナラ林が連続している。このように多様な自然がバッチ状に入り組んだような環境は、山間部におけるツシマヤマネコの優れた生息好適地として重要である。このような環境を背景として、環境省が行ったツシマヤマネコの生息状況調査によれば、当該区域にはツシマヤマネコが対馬市内でも比較的高い密度で生息している。

また、当該区域は、ツシマヤマネコの主要な生息地である舟志、佐護並びに伊奈、志多留及び田ノ浜の中間地点の山間部に位置し、保護林である御嶽にも近接している。このため、これら主要な生息地からの分散先や移動経路として、ツシマヤマネコの生息域を確実に拡大していく上で重要な区域である。

このように、当該区域は、希少鳥獣であるツシマヤマネコの生息地として重要であることから、当該区域を希少鳥獣の生息地として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　ツシマヤマネコ等の鳥獣のモニタリングを通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ　鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するため、巡視、普及啓発等に取り組む。

ハ　ツシマジカ及びニホンイノシシが高密度に生息する地域において、関係行政機関等と連携し、植生への影響を防ぐための柵の設置、ツシマジカ及びニホンイノシシの捕獲等、ツシマヤマネコの生息地としての保護及び整備を図る。

(三)　保全事業の目標

当該区域では、高密度に生息するツシマジカ及びニホンイノシシの影響等により、下層植生の衰退が生じており、ツシマヤマネコの餌となるネズミ類、鳥類、昆虫類等の小動物の生息に悪影響を及ぼしている。

本事業では、ツシマジカ、ニホンイノシシ等の影響から植生を保全し、対馬の生態系の上位に位置するツシマヤマネコの生息環境の維持・回復を図る。

(四)　保全事業の対象区域

舟志ノ内鳥獣保護区の全域

(五)　保全事業の内容

当該区域の現状を把握し、保全事業の実施計画を検討し及び作成した上で、ツシマヤマネコの生息地の保護に支障を及ぼすおそれのあるツシマジカ、ニホンイノシシ等の侵入を防ぐための柵の設置、管理等を行うとともに、管理上必要な付帯施設の整備を行う。また、捕獲等計画を検討した上で、関係行政機関と連携し必要な区域においてツシマジカ及びニホンイノシシの捕獲等を行う。さらに、ツシマジカ及びニホンイノシシの影響並びにツシマヤマネコの餌となる動物の生息状況を把握するためのモニタリングを行い、事業の効果を定期的に評価する。

(六)　環境変化の概要

対馬市においては、近年、ツシマジカ及びニホンイノシシの増加による影響により、林内の下層植生の衰退が深刻化している。

長崎県が策定した特定鳥獣（ツシマジカ）保護管理計画（平成二十四年四月）では、対馬全島の生息数を三千五百頭に引き下げることを目標としているが、平成二十三年度の調査結果によれば、対馬全島におけるツシマジカの推定生息数は約三万三千頭であり、極度の過密状態であると考えられる。

ニホンイノシシについては、生息数は推定されていないが、近年の捕獲数の増加をみれば、極度の過密状態であると考えられる。なお、ニホンイノシシは、一九九〇年代後半に導入された国内由来の外来種である。

当該区域では、高密度に生息するツシマジカ及びニホンイノシシの影響並びに人工林における間伐が進まないことによる下層植生の衰退が生じており、ツシマヤマネコの餌となるネズミ類、鳥類、昆虫類等の小動物の生息に影響を及ぼしている。

(七)　鳥獣の生息状況の変化

環境省のツシマヤマネコ生息状況等調査（第四次調査）（平成二十五年九月公表）によると、当該区域を含む地域区分におけるツシマヤマネコの生息密度を二〇〇〇年代前半と二〇一〇年代前半で比較すると、生息密度に大きな変動はみられないが、当該区域は他の地域区分と比べて比較的生息密度の高い区域となっている。

また、対馬上島における推定生息数（定住している成獣個体数）を算出したところ、約百頭又は約七十頭と推定され、二〇〇〇年代前半から二〇一〇年代前半にかけての比較では横ばい又は一割程度の減少となり、増加の傾向は見られないことから、ツシマヤマネコの生息状況は依然として改善していないと考えられる。

ツシマヤマネコの減少要因は、生息適地の減少及び分断化、交通事故、イエネコとの競合等の複数の要因が考えられているが、近年ツシマジカの食害及びニホンイノシシの掘り起こしによる林内の下層植生の衰退が深刻化していることから、草本類が発達している林床被度の高い場所を好んで利用しツシマヤマネコの餌となる動物（ツシマアカネズミ、ツグミ等の鳥類、昆虫類等）の減少が懸念されている。

(八)　その他

当該区域の大半を所有する対馬市は、対馬市森林（もり）づくり基本計画（平成二十五年九月）及び当該市有地の利活用計画を核として、人工林の適正な整備及び管理、住民への普及啓発等を実施する。

○環境省告示第三十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、舟志ノ内鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年三月二十四日

環境大臣　望月　義夫

一　名称

舟志ノ内特別保護地区

二　区域

長崎県対馬市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十七年三月二十四日から平成四十六年十月三十一日まで